

笠間市議会教育福祉委員会記録

令和7年1月21日 午前10時22分開会

出席委員

委員長	鈴木宏治君
副委員長	酒井正輝君
委員	益子康子君
〃	林田美代子君
〃	田村泰之君
〃	石松俊雄君
〃	大貫千尋君

欠席委員

なし

出席説明員

こども部長	深澤充君
保健福祉部長	堀内信彦君
教育部長	松本浩行君
こども政策課長	根本由美君
こども政策課長補佐	岡部隆君
こども政策課長補佐	糸屋明子君
こども福祉課長	宮本隆君
こども福祉課長補佐	後藤尚美君
こども福祉課G長	佐山明君
こども福祉課G長	安齋由香君
健康医療政策課長	小松崎守君
健康医療政策課長補佐	青木美穂子君
健康医療政策課G長	浦井義朗君
社会福祉課長	瀬谷昌巳君
社会福祉課長補佐	高松繁樹君
社会福祉課G長	川野邊祐子君
高齢福祉課長	金木和子君
高齢福祉課長補佐	伊藤浩君

高 齢 福 祉 課 G 長	金久保 純 子 君
高 齢 福 祉 課 G 長	前 野 勉 君
学 務 課 長	仁 平 秀 明 君
指 導 室 長	持 丸 正 美 君
学 務 課 長 補 佐	河原井 浩 典 君
学 務 課 G 長	久 保 美智代 君
生 涯 学 習 課 長	山 本 哲 也 君
生 涯 学 習 課 長 補 佐	豊 田 修 司 君

出席議会事務局職員

係 長 上 馬 健 介

議 事 日 程

令和 7 年 1 月 2 1 日（火曜日）

午前 1 0 時 2 2 分開会

1 開会

2 案件

（1）付託案件の審査

・議案第 1 号 令和 6 年度笠間市一般会計補正予算（第 7 号）

（2）その他

午前 1 0 時 2 2 分開会

○鈴木委員長 教育福祉委員会委員の皆様並びに執行部の方々におかれましては、本日の委員会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は全員です。

定足数に達しておりますので、ただいまから教育福祉委員会を開会いたします。

本日の議案説明のため出席を求めた者は、資料のとおりであります。また、議会事務局より、上馬係長が出席しております。

本日の会議の記録は、上馬係長にお願いいたします。

○鈴木委員長 これより議事に入ります。

本日の案件は、今期定例会において当委員会に付託になりました議案の審査です。審査は、審査日程表により課別、議案別に行います。

初めに、こども部こども政策課が所管いたします議案第 1 号 令和 6 年度笠間市一般会計補正予算（第 7 号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

こども政策課長根本由美君。

○根本こども政策課長 こども政策課根本です。よろしくお願いいたします。

議案第1号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第7号）こども政策課所管分について御説明申し上げます。

10ページの3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費を御覧願います。

こども政策課は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、物価高騰の影響を受けている多子世帯を応援する事業の実施を考えております。

事業内容は、18歳以下の子どもを3人以上養育している世帯を対象に、3万円分をチャージしたかさまW A O Nカードを配布して、経済的負担の軽減を図っていただくものでございます。

なお、先ほど全員協議会の中で、18歳以下の対象者の御質問の中で、私、児童手当対象者が18歳以下の子どもを対象にしていると申し上げましたが、令和6年10月から児童手当の制度が新しくなりまして、現在は大学生までを第1子と見ての対象制度となっておりまして、今回のこちらの多子世帯の支援事業は、市独自の事業として以前の18歳以下のお子さん3人以下を養育している世帯を対象ということで、事業のほうの対象を設置させていただいております。

説明のほうに戻りまして、かさまW A O Nカードの準備は委託により行うことを考えていまして、12節の委託料、多子世帯生活応援事業委託料3,334万1,000円を補正予算要求いたします。

内訳はカード代が200円、3万円分のチャージ金額と、その梱包手数料110円、カード1枚につき3万310円で、対象見込み世帯数が1,100世帯になります。合計の委託料が3,334万1,000円でございます。委託料のほかには消耗品費2万2,000円、案内のチラシの印刷製本費4万8,000円、カード発送のための通信運搬費60万円を計上しておりまして、補正予算総額は3,401万1,000円でございます。

補正予算が承認されましたら直ちに事業開始する予定ですが、事業案内や申請受付を一定期間設ける必要があることから、今年度内完了が困難なため、令和7年度に予算の一部繰越しを予定しております。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

石松委員。

○石松俊雄委員 今ほど説明があった件についてなのですが、令和6年に18歳であっても、大学生というのは児童手当の対象になるわけじゃないですか。何でそれに合わせ

なかったのかという理由を知りたいということと、私は議会として、そういうことというのは認めていいのかなというふうに率直に思うので、取りあえずその理由を聞かせてください。

○鈴木委員長　こども政策課長根本由美君。

○根本こども政策課長　18歳以下を対象にしたという理由なのですが、これまでも多子世帯を応援する事業の場合、18歳以下の子どもを対象にしておりましたので、今回もそれを基準に対象といたしました。

○鈴木委員長　石松委員。

○石松俊雄委員　だから、国は、よく是正をしたわけなのです。何で市は是正しないのですかということです、聞いているのは。

○鈴木委員長　根本由美君。

○根本こども政策課長　この制度設計を企画したときには、そちら、私どもの児童手当というのはあまり頭になくて、担当外だったもので、あまりそちらのほうの制度が変わったということを認識しておりませんでした。

今回御質問いただいたときに、そういえば、児童手当が以前は18歳以下だなということで認識したので、そのような説明をさせていただいたところでございます。

○鈴木委員長　石松委員。

○石松俊雄委員　この補正予算案については、反対とかそういうことはしない、するつもりはないのですけれども、ただ、今、103万円の壁も含めてなののですけれども、大学生が学費が大変になっているということは世間でも話題になっていることじゃないのですか。そういう話題になっているということと、国がやっぱり是正をしているということから考えたら、そういうことに一切何も触れずに、この予算案を認めるというふうにはならないのです。だからせめて今回の補正予算案は今までどおりにやるということにしても、18歳以上であっても大学生については今後検討するとか、それぐらいのことはこの委員会の中で最低限確認をした上で予算をどうするというふうに、私はしたほうがいいのではないかなと思います。

○鈴木委員長　今、石松委員のほうから御意見が出ましたけれども。

大貫委員。

○大貫千尋委員　そうすると、今、石松委員も話しして、これは修正できないの、金額的に変わっちゃうの。どのぐらい変わるのだから、委員長、聞いてみて。

○鈴木委員長　根本由美君。

○根本こども政策課長　所管課では、大学に行っている方の数を把握していないのです。ですので、今、直ちに数字を上げるということは難しいです。今、私たちが考えているのは、18歳以下、高校生までの児童手当を対象にしているので、そちらのデータは持っているのですが、それ以上、18歳以上の大学生かどうかというのは把握はしていませんので、

案内とかを出すときにピンポイントに案内を出すことが不可能になってしまいまして、お知らせをした後に、大学生以上の第1子とかがいる方に対しては、自主的に申請をお預かりするような形になってしまいますので、今、直ちに直すということは困難と考えております。

○鈴木委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 直ちに直せない、直すことが不可能だというようなお話向きなのですが、笠間市としては笠間市内に住所を移動したかもしれないけれども、笠間市内の大学生が何人いるかという把握はしていないのですか。

○鈴木委員長 根本由美君。

○根本こども政策課長 私のこども政策課では、把握しておりません。

○鈴木委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 そんなことを聞いていないでしょう、私は。笠間市として把握している部署はあるのですか、ないのですか。

○鈴木委員長 根本由美君。

○根本こども政策課長 笠間市としても、大学生かどうかという把握をしている担当課は、ないと認識しております。

○鈴木委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 じゃあ、今回の予算に対して私は賛成したくないのだけれども、石松委員も将来の見込みを考えたときというような条件がありますけれども、結局把握してください、まちとして、自分の笠間市から何人の大学生がいるのかな、これは進学率の問題だから、笠間市の子どもたちが義務教育が終わって高校に何人行っているのかなという進学率の問題、あとは高校生が大学に行っているということは、大学に行っている進学率の問題、そのぐらいの把握が当市でできないと。それは庁議の中で我々から出た意見については、きちんとしてください。でないと、進学率の問題も教育に対して熱心な市なのかと、市でないのかという判断もできないし、比較対照もできないし、全国平均は出ていると思う、国の。国では全国平均的には出ているような気がする、アバウトであるかもしれないけれども。だから、それは笠間市として共通認識として、部長クラスは大体分かるようにしてもらいたい。ぜひ、要望いたします、委員長。

○鈴木委員長 暫時休憩させていただきます。

午前10時36分休憩

午前10時40分再開

○鈴木委員長 休憩前に戻しまして会議を再開します。

整理をさせていただきますと、今、あったように児童扶養手当のほうに関しては大学生のほうに昨年10月から手当が支給されていく。そういった中で、笠間市のほうとして今後

の対応として、今までの委員、大貫委員、そして石松委員ほかの意見を聞いて、こども部としてはどのように考えているか、お話をいただいてもよろしいでしょうか。

根本由美君。

○根本こども政策課長 今後、制度のほうも児童手当の制度も新しく変わっていますので、それに合わせまして、このような事業を提案する場合には、大学生を含めたお子さんを持っている方ということで検討をさせていただきたいと思っております。

○鈴木委員長 という形で、皆さんほかにありますでしょうか。

石松委員。

○石松俊雄委員 私の認識とちょっと違ったのですけれども、ちゃんと追加支給するということを私は言っていたきたいのですけれども、これから先にこういう事業があったときに、そういうことを考慮しますじゃなくて、この事業についてちゃんとそのことができるかどうかという検討して、可能であったら追加支給しますという答弁が欲しいのです。

○大貫千尋委員 そうだな。でないと、平等性を欠くな。確認してください。

○鈴木委員長 根本由美君。

○根本こども政策課長 財政……。

○鈴木委員長 深澤部長。

○深澤こども部長 今回の重点交付金のほうが令和6年度の事業ということで上げられていたところを考慮させていただきまして、今後の事業としては、大学生まで含めたということで、今回は18歳未満の児童を対象に支給のほうをさせていただければというふうに考えてございます。

○鈴木委員長 すみません、今、要望があったのは、追加支給まで検討していただく、財政課との調整もした上で駄目であれば仕方がないということであると思うのですけれども、それだと先ほどの答弁と変わらない形になってしまうと思うのですが、どうでしょうか。

深澤君。

○深澤こども部長 財政課のほうには確認はさせていただきたいとは考えておりますが、今回の交付金のほうの事業としては、一応確認のほうはさせていただきたいと思います。

○鈴木委員長 石松委員。

○石松俊雄委員 委員長、暫時休憩を取ってください。

○鈴木委員長 暫時休憩します。

午前10時43分休憩

午前10時43分再開

○鈴木委員長 休憩前を取り戻して会議を再開します。

今のことにに関して、石松委員、もう一度確認の質問だけしていただいて、返答いただきたいと思います。

石松委員。

○石松俊雄委員 新しい事業で、今、意見が出たことを考慮するということではなくて、この事業の中で追加支給ができるのであれば、その可能性について次年度予算なり、継続事業なりで考えていただくということにはできないのですかということです。

○鈴木委員長 根本由美君。

○根本こども政策課長 こちらの事業は、短期間で事業ができないということを理由に、繰越明許費のほうに上げさせていただいております。ですので、令和7年度のほうに予算を繰越した際に財政課のほうと協議をさせていただきまして、追加できるかどうかを検討させていただきたいと思っております。

○鈴木委員長 ぜひよろしく願いして、ほかに何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 それでは、ないようですので質疑を終結します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時45分休憩

午前10時46分再開

○鈴木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、こども福祉課が所管いたします議案第1号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第7号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

こども福祉課長宮本 隆君。

○宮本こども福祉課長 こども福祉課です。よろしくお願いいたします。

議案第1号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第7号）のこども福祉課所管分について御説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

歳出について事項別明細書により御説明いたします。

3 款民生費、2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、18 節負担金補助及び交付金716万3,000円のうち、民間保育施設等物価高騰対策支援補助金676万2,000円は、光熱費や給食食材費等の価格高騰の影響を受けている民間保育施設17施設に対する支援として補助金を計上するものでございます。補助の対象は、市内の保育園、幼稚園、認定こども園、小規模保育施設を運営する事業者で、補助金の交付額は1人当たりの補助額3,500円に施設の定員数を乗じた額となります。

次に、民間児童クラブ物価高騰対策支援補助金40万1,000円は、光熱費等の価格高騰の影響を受けている民間児童クラブ8施設に対する支援として、補助金を計上するものでございます。補助の対象は、市内の民間児童クラブを運営する事業者6団体で、補助金の交付額は1人当たりの補助額1,000円に施設の定員数を乗じた額となります。

なお、この二つの事業につきましては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源とした事業でございます。

説明は以上になります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

石松委員。

○石松俊雄委員 この件に関する質疑じゃないのですけれども、いいですか。

○鈴木委員長 何ですか。

○石松俊雄委員 民間児童クラブの物価高騰対策に関する話です。

○鈴木委員長 分かりました。

石松委員、お願いします。

○石松俊雄委員 今回の提案されている事業について反対とか賛成とかということではないのですけれども、学童保育、児童クラブなののですけれども、市が民間に委託している児童クラブがありますよね。今回物価高騰の問題もあるのですけれども、最低賃金が上がったじゃないですか。最低賃金が上がったことによって、委託を受けている民間事業者は支出がその分増えるわけです。しかし、委託契約のときの契約の内容というのがあるのですけれども、そういった場合、最低賃金が上がったら、そこで働いている人の賃金が上がる。ということは、民間の人件費の持ち出しが増えるわけじゃないですか。しかし契約は1年に1回しかやっていないわけだけれども、そういうことに対する補填とか手当とかということを考えるということはできないのですか。

○鈴木委員長 宮本 隆君。

○宮本こども福祉課長 公設児童クラブにつきましては、業務委託契約によりまして、放課後児童クラブ事業を運営していただいています。契約年数は、3年契約でこれまで契約しているところですが、3年間の契約期間の中で受託団体のほうが職員の人件費の賃金の

見直しを行えるように、そこは考慮した上で委託料のほうは積算しまして、計画のほうは結ばせていただいております。

○鈴木委員長 石松委員。

○石松俊雄委員 説明がよく分からないのですけれども、最低賃金が上がったら委託料も上がるという意味なのでしょうか。

○鈴木委員長 宮本 隆君。

○宮本こども福祉課長 最低賃金が上がったことで委託料が上がるということではないのですが、契約したときの委託料の中で賃金改善が図られるような金額で契約のほうは結ばせていただいております。

○鈴木委員長 石松委員。

○石松俊雄委員 そういうこと言われているのですけれども、最低賃金が上がるか上がらないかなんて分からないでしょう、委託をしているときに、最低賃金が上がった場合のことを見込んで委託契約はしているわけじゃないわけじゃないですか。その時点での趣旨で委託契約をして、もちろんプロポーザルで説明を受けてやるのでしょうかけれども、私は契約を結び直せとかいうのはもう無理だと思うのです、3年契約で。しかし、今回の物価高騰だとか最低賃金が上がったということによって、別に民間の児童クラブだけでなく、公設の委託を受けている委託業者も大変な状況になっているのでしょうと、そういう委託業者に対する今回民間とか児童クラブに対してやっているようなことを何か事業として考えるという、そういう発想やそういうことはできないのですかということを知っているのです。

○鈴木委員長 暫時休憩させていただきます。

午前10時52分休憩

午前10時59分再開

○鈴木委員長 休憩前を取り戻しまして会議を再開します。

回答のほうをよろしいですか。

宮本 隆君。

○宮本こども福祉課長 先ほど石松委員の質問の続きを話してもよろしいでしょうか。

児童クラブの職員の人件費についてなのですが、3年間という長期スパンで委託契約を結んでいる中なのですが、例えば利用児童の中に障害を持ったお子さんなんかの利用があった場合には、支援員を追加する場合があります。職員を加配する場合がございます。そういった場合には、その職員に係る人件費分を変更契約によって見直したりすることもございますので、例えば最低賃金が今後想定を超えるような大幅な改定があって、契約当初の金額では運営に支障を来すと、そういった事態になる場合には、運営団体のほうと協議を行いまして変更契約の検討をしていきたいと思っております。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

今回の件とはちょっと外れていますけれども、実際にはそういった形で激変緩和措置、その他という形でハードル、そして考えるということがあるという形で回答いただいたという形で、前向きに検討いただけているというふうに確信しました。

ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ほかにないようですので、以上で質疑のほうを終結します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 討論なしということですので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前 11 時 01 分休憩

午前 11 時 02 分再開

○鈴木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、保健福祉部健康医療政策課が所管いたします議案第 1 号 令和 6 年度笠間市一般会計補正予算（第 7 号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

健康医療政策課長小松崎 守君。

○小松崎健康医療政策課長 健康医療政策課の小松崎と申します。よろしくお願いします。

議案第 1 号 令和 6 年度笠間市一般会計補正予算（第 7 号）のうち、健康医療政策課所管分の補正予算内容について御説明させていただきます。

歳入の補正はございませんので、歳出について御説明させていただきます。

恐れ入りますが、10ページをお開き願います。

下段にございます、4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費 628 万 8,000 円の増につきましては、18 節負担金補助及び交付金で、物価高騰の影響を受けている医療機関等を支援するための補助金でございます。補助金の内訳は、公立医療機関を除いた有床医療機関 4 施設に対し、1 床当たり 6,000 円、無床の一般診療所 30 施設、歯科診療所 34 施設、薬局 37 施設、医師会事務所 1 施設に対しまして、それぞれ 5 万円を交付するものでございます。財源につきましては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充てるもの

でございます。

以上が補正の内容となります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○鈴木委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、以上で質疑を終結します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前 11 時 05 分休憩

午前 11 時 05 分再開

○鈴木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、社会福祉課が所管いたします議案第 1 号 令和 6 年度笠間市一般会計補正予算（第 7 号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

社会福祉課長瀬谷昌巳君。

○瀬谷社会福祉課長 社会福祉課の瀬谷でございます。よろしくお願いいたします。

議案第 1 号 令和 6 年度笠間市一般会計補正予算（第 7 号）のうち、社会福祉課所管分について事項別明細により御説明させていただきます。

初めに、9 ページをお開き願います。

歳出でございます。

3 款民生費、1 項社会福祉費、2 目障害者福祉費、18 節負担金補助及び交付金 2,485 万 5,000 円のうち、障がい児等子育て世帯物価高騰対策支援補助金 810 万円は、物価高騰の影響を受けている子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、精神・知的または身体に障害のある 20 歳未満の児童などを常に在宅で介護している保護者に対しして補助金を交付する

ものでございます。

対象及び補助額は、まず、障害児福祉手当受給者で、いわゆる常時特別な介護を必要とする児童、最重度の障害児につきましては1人当たり5万円とし、対象者は30名を見込んでおります。ほかに、重度の障害児童を扶養する特別児童扶養手当受給者、またいわゆる子どもの難病と言われております小児慢性特定疾病医療受給者につきましては、1人当たり3万円とし、二つ合わせて220名を見込んでおり、全額国庫補助となります。

次に、その下、障害福祉サービス事業者物価高騰対策支援補助金1,675万5,000円は、市内の障害福祉サービス事業者における物価高騰対策支援として、施設の光熱水費及び施設入所者の食費の負担軽減を図ることで、安定かつ継続的な事業運営を支援するものでございます。対象事業者は、市内の福祉サービス事業者で、訪問系事業所、居宅系事業所、通所系事業所、相談支援事業所、合わせて77事業所となります。

補助額につきましては、訪問系、相談支援事業所につきましては、光熱水費高騰の補助として1施設当たり6万円、居宅系事業所につきましては、入所者定員1人当たりにつきまして、光熱水費高騰分として7,500円、入所者の食費高騰として1万2,000円、合わせて1万9,500円を補助するものでございます。通所系の事業所につきましては、1人当たり光熱水費5,000円、食費は4,000円とし、合わせて9,000円を補助するものでございます。この事業につきましても全額国庫補助となります。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、以上で質疑を終結します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時09分休憩

午前 11 時 10 分再開

○鈴木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、高齢福祉課が所管いたします議案第 1 号 令和 6 年度笠間市一般会計補正予算（第 7 号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

高齢福祉課長金木和子君。

○金木高齢福祉課長 高齢福祉課です。よろしくお願いいたします。

議案第 1 号 令和 6 年度笠間市一般会計補正予算（第 7 号）のうち高齢福祉課所管分について、事項別明細書により御説明いたします。

歳出でございます。

10 ページを御覧願います。

3 款民生費、1 項社会福祉費、3 目高齢者福祉費、18 節負担金補助及び交付金、高齢者福祉施設等物価高騰対策支援補助金 3,791 万 4,000 円の増額は、高齢者福祉施設の物価高騰による負担を軽減し、サービス提供の安定化を図るために、市内の介護サービス事業所や有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅など 125 施設に対して補助金を交付するものでございます。

補助額は、市内事業所を対象に、急激に物価の高騰する前の令和 3 年度の光熱水費、食材料費の年間支出額を調査した結果と、その後の物価高騰上昇率などから積算いたしまして、施設の形態やサービスの種類、食事の提供体制別に四つに分類し、入所系施設・軽費老人ホームは、利用者 1 人につき 1 万 9,500 円、サービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホームは 1 人につき 1 万 3,000 円、通所系施設は 1 人につき 9,000 円、訪問系施設は 1 事業所につき 6 万円を交付するものでございます。

以上で議案第 1 号の高齢福祉課所管分の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 以上で説明が終わりました。

大貫千尋委員が離席しました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、以上で質疑を終結します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前 11 時 12 分休憩

午前 11 時 13 分再開

○鈴木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、教育委員会学務課が所管いたします議案第 1 号 令和 6 年度笠間市一般会計補正予算（第 7 号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

学務課長仁平秀明君。

○仁平学務課長 学務課の仁平です。私のほうから、議案第 1 号 令和 6 年度笠間市一般会計補正予算（第 7 号）について、学務課所管の補正予算を御説明いたします。

議案書の 12 ページをお開きください。

歳出になります。

一番上の表で 9 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費、18 節負担金補助及び交付金 217 万 9,000 円の増額は、私立高校生徒寮物価高騰対策支援補助金で、物価高騰により市内の私立高校が設置する生徒寮の運営が厳しくなっている状況を受け、生徒寮の運営に対して必要な経費の一部を補助することで安定して生徒寮を運営できるよう支援するものであります。

補助金の内訳としましては、生徒寮の運営に必要な経費のうち、電気、ガス、燃料費などのエネルギー価格や食材費等に支出した昨年度決算額の約 10% を物価高騰分として積算した 217 万 9,000 円を補助金として交付するものでございます。

説明は以上です。

○鈴木委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、以上で質疑を終結します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前 11 時 15 分休憩

午前 11 時 16 分再開

○鈴木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、生涯学習課が所管いたします議案第 1 号 令和 6 年度笠間市一般会計補正予算（第 7 号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

生涯学習課長山本哲也君。

○山本生涯学習課長 議案第 1 号 令和 6 年度笠間市一般会計補正予算（第 7 号）における生涯学習課所管分につきまして、事項別明細書にて説明いたします。

歳出でございます。

12ページを御覧ください。

ページの中段になります。

9 款教育費、6 項保健体育費、1 目保健体育総務費、補正額 280 万円の増は、18 節負担金補助及び交付金で、スポーツ少年団活動に係る必要経費のうち、物価高騰による保護者の経済的負担の軽減を支援することを目的といたしまして、1 団当たり 10 万円を補助するものでございます。

説明は以上になります。

○鈴木委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

田村委員。

○田村泰之委員 28 団体あるスポーツ、野球、サッカー、バスケ、相撲、いろいろあると思いますが、それを教えてください。

○鈴木委員長 山本哲也君。

○山本生涯学習課長 主なところでございますと、先ほどありましたサッカー少年団、合気道少年団、空手道少年団、剣道の少年団、柔道少年団、スポーツチャンバラ、相撲、ソフトボール、卓球、ドッジボール、バレーボール、ミニバスケットボール、野球、リトルリーグ、マーチングバンド、ダンス、ブラスバンドでございます。

○鈴木委員長 田村委員。

○田村泰之委員 これはリトルも入っているということは、中学生はこれからクラブチームになると思うのですが、中学生は中体連とかそういう絡みがありますから、これはどういう形になって、中学生のクラブチームも対象になるかお伺いいたします。

○鈴木委員長 山本哲也君。

○山本生涯学習課長 少年団に加入ということで、中学生を受け入れている少年団も各種ございます。先ほどのリトルリーグの少年団でございますが、中学生の参加はなしということでの少年団の形成になってございます。

○田村泰之委員 分かりました。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ほかにないようですので、質疑を終結します
討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 討論を終結します。

これにより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで暫時休憩いたします。

執行部の皆さんは御退席をお願いします。

午前 11 時 19 分休憩

午前 11 時 20 分再開

○鈴木委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

大貫千尋委員が着席しました。

以上で、教育福祉委員会に付託になりました議案第 1 号 令和 6 年度笠間市一般会計補正予算（第 7 号）の審査は終了いたしました。

ただいま御審議いただきました審議の結果については、委員会終了後の本会議にて報告いたします。

なお、報告書の作成については、委員長に一任させていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議ありませんので、私に一任させていただくことに決定いたしました。
その他で何かありましたら、よろしくお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、以上をもちまして、教育福祉委員会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

午前 11 時 20 分閉会